

石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護福祉士の資格取得を目指し日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に奨学金の貸与又は給付による支援を行い、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業者の負担を軽減すること及び質の高い介護人材の確保を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業者 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき指定又は許可を受け介護事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (2) 日本語学校 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により告示された日本語教育機関であるものをいう。
- (3) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定される学校又は養成施設であるものをいう。
- (4) 介護等の業務 介護福祉士として行う「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援発0703第1号）の別添2に定める職種の業務をいう。

(補助金交付の対象となる者)

第4条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に介護施設を有する介護サービス事業者とする。

- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金交付の対象となる事業）

第5条 この補助金の交付対象となる事業は、補助事業者の留学生に対する奨学金の貸与又は給付で、将来、補助事業者が営む県内の介護施設に当該留学生を介護福祉士として雇用する目的で行う事業（以下、「補助事業」という。）とする。ただし、他の助成制度を活用し、この補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）と性質を一にする経費の助成を受ける場合は、この限りではない。

（補助対象経費及び補助率等）

第6条 前条の奨学金のうち、この補助金の補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 前項に関わらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生（ただし、交付申請年度に日本語学校に在学し、一定の日本語能力があると認められ、翌年度に介護福祉士養成施設に進学する者は除く）に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。

（補助金交付申請）

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別途通知する日までに知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助

事業者へ通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 知事は補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額に変更がなく、補助事業に要する経費の間の20%以内の変更については、この限りではない。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業者は、補助事業を実施するため、奨学金の貸与規程又は給付規程等の規程を定めなければならないこと。
 - (5) 補助事業者は、貸金業法（昭和58年法律第32号）等の関係法令を遵守しなければならないこと。
- 2 前項第1号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする者は、様式第2号による申請書を提出しなければならない。
- 3 第1項第2号に規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする者は、様式第3号による申請書を提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、または実際に調査することができる。なお、補助事業者は、調査に協力しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、そ

の報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条第1項により承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 規則第16条第2項に規定する補助金請求書は、様式第5号のとおりとする。

（補助事業完了後の現況報告）

第14条 補助事業者は、補助金交付年度の翌年度から補助事業者が県に補助金の返還を要さなくなるまでの間、留学生の現況について、様式第6号により毎年5月末日までに、報告するものとする。ただし、当該留学生が補助金交付年度の翌年度も補助対象となる場合は、この限りではない。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第15条 知事は、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第4条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは前項の規定を準用する。

3 補助事業者の支援する留学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定を準用する。ただし、留学生の死亡や心身の故障などやむを得ない理由があると知事が認める場合はこの限りではない。

(1) 日本語学校に在学する留学生が本補助金の交付申請年度の翌年度（留年となった場合は翌々年度）に介護福祉士養成施設に入学できなかったとき。

(2) 介護福祉士養成施設に在学する留学生が介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき。

(3) 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、補助事業者の営む県内の介護施設において介護等の業務に5年の間引き続き従事しなかったとき。

4 知事は、前3項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、規則第18条第1項の規定により、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させるものとする。ただし、介護等の業務に従事した場合には、交付済額に介護等の業務に従事した期間（月数）を乗じ60（月数）で除した額について、返還は不要とする。この場合、1,000円未満は切り上げるものとする。

- 5 前項により補助金の返還を指示された補助事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額(上限額)	4 補助率	5 対象年度
日本語学校	学費	年額600千円	1/3	介護福祉士養成施設入学前年度
	居住費等の生活費※	年額360千円		
介護福祉士養成施設	居住費等の生活費※	年額360千円		在学中の年度

※ 賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等留学生在が日常生活を営むために継続的に必要とするもので知事が認める経費

※ 補助事業者が基準額を超えて奨学金の貸与又は給付を行う場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行う。

① 年額240千円まで加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月50千円まで加算